

財政支援協定書

茨木市（以下「甲」という。）と学校法人立命館（以下「乙」という。）は、立命館大学大阪いばらきキャンパス市民開放施設（以下「市民開放施設」という。）の建築費（消費税および地方消費税を含む。）の財政支援について、平成25年3月5日に締結した立命館大学大阪茨木新キャンパス設置に関わる基本協定書に関する覚書第2条第3項および平成25年3月29日に締結した市民開放施設の財政支援に関する確認書に基づき、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 本協定において、財政支援とは、甲が乙に対し、市民開放施設の工事の出来高により算定する建築費の2分の1（以下「出来高額」という。額は10万円止めとする。）を各年度の予算および本協定の範囲内において支払うことをいう。

（財政支援の額等）

第2条 財政支援の年度、額の上限および支払年月日は、次の表のとおりとする。ただし、平成26年度と平成27年度の額の上限は過年度の財政支援の額を含む累計金額とし、過年度に既に支払済みの額は当該年度の財政支援の額から差し引かれるものとする。

財政支援の年度	財政支援の額の上限（累計）	支払年月日
平成25年度	569,600,000円	平成26年5月30日
平成26年度	1,784,800,000円	平成27年5月29日
平成27年度	3,000,000,000円	平成27年6月15日

- 前項の規定にかかわらず、各年度の出来高額が当該年度の財政支援の額の上限に満たない場合は、当該出来高額を当該年度の財政支援の額の上限とする。
- 出来高額は、平成25年度の工事着手時を基点とする累計金額を毎年度算定するものとし、平成25年度または平成26年度の出来高額が財政支援の額の上限を上回ったときは、当該差額は次年度以降の財政支援の額に繰り越されるものとする。

（出来高額の報告）

第3条 乙は、財政支援の各年度の末日（平成27年度にあつては、平成27年4月10日）までに、出来高額の分かる書類（以下「出来高調書」という。）を甲に提出するものとする。

（財政支援金の確定）

第4条 甲は、前条の規定による提出があつたときは、出来高調書の内容を審査し、適当と認めたものについて各年度の予算の範囲内において、財政支援の額を確定し、乙に対し財政支援金確定通知書により通知する。

（財政支援金の請求）

第5条 乙は、前条の規定による通知があつたときは、財政支援金の請求書を甲に

提出し、財政支援金を請求することができる。

(財政支援金の支払)

第6条 甲は、前条の規定による財政支援金の請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、乙に財政支援金を支払う。

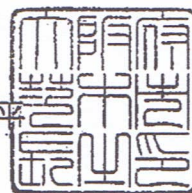
(その他)

第7条 本協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度甲・乙協議して処理するものとする。

この協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年2月28日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市
代表者 茨木市長 木本 保平



乙 京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地
学校法人立命館
理事長 長田 豊臣

